

就労証明書（自営用）記入例

就労証明書（自営用）

堺市 南 保健福祉総合センター 所長 様

シヤチハタ不可

証明日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
 事業所名 南堺〇〇軒
 代表者名 南堺 五郎 (印)
 所在地 堺市南区 ▼▼2-3-4
 電話番号 072-XXXX-XXXX
 記入者名 南堺 五郎
 記入者連絡先 072-XXXX-XXXX

(選択肢)所定の選択肢
 農業、林業／漁業／鉱業、採石業、砂利採取業／建設業／製造業／電気・ガス・熱供給・水道業／情報通信業／運輸業、郵便業／卸売業、小売業／金融業、保険業／不動産業、物品賃貸業／学術研究、専門・技術サービス業／宿泊業、飲食サービス業／生活関連サービス業、娯楽業／教育、学習支援業／医療、福祉／複合サービス事業／公務／その他

下記の内容について、事実であることを証明します。

No.	項目	記入欄
勤務先事業者に関する事項		
1	業種	宿泊業、飲食サービス業 (「その他」の場合、詳細を記入してください。)
就労者に関する事項		
2	ふりがな	みなみさかい ごろう
	就労者氏名	南堺 五郎
3	就労者住所	堺市南区 ▼▼2-3-4
就労状態等に関する事項		
4	事業開始年月日	平成 20 年 6 月 1 日
5	勤務先事業者名	南堺〇〇軒
6	就労内容	※ 実際に就労者が行っている仕事を具体的に記入ください。 洋食屋経営 (調理、接客など)
7	勤務先住所	堺市南区 ▼▼2-3-4
8	事業所と住居関係	<input checked="" type="checkbox"/> 職場と住居が同一 <input type="checkbox"/> 職場と住居が隣接(近隣) <input type="checkbox"/> 職場と住居が異なる 就業時間を含む週当たりの合計労働時間(時間外労働時間除く。) 072-XXXX-XXXX
就労時間は10又は11のいずれかを記入し、12及び13を記入してください。		
10	就労時間 (固定就労の場合)	平日 11 時 00 分 ~ 20 時 00 分 土曜 11 時 00 分 ~ 20 時 00 分 日曜 11 時 00 分 ~ 20 時 00 分 合計時間(週) 45 時間 00 分 就業時間を含む月当たりの合計労働時間(時間外労働時間除く。)
11	就労時間 (変則就労の場合)	年間・月間・週間 時間 分 過去3カ月分の1カ月当たりの就労日数(有給休暇含む。)をご記入ください。3カ月以上の就労実績がない場合は、実績がある月について記入した上で、今後の就労見込みをご記入ください。なお、育児休業中など休職中で出勤していない場合は0日をご記入ください。
12	おおむね月1回の以上の日曜日・祝祭日の勤務	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
13	月あたり平均就労時間	月 180 時間 就労日数 月平均 日 (週 5 日就労)
14	就労実績	令和〇〇年〇月〇日 令和〇〇年〇月〇日 令和〇〇年〇月〇日 22 日/月 22 日/月 22 日/月
15	収入の状況	基本給 円/月 令和〇〇年〇月 500,000 円 時給・日給 円 令和〇〇年〇月 450,000 円 その他 円 令和〇〇年〇月 480,000 円 最近3カ月の月総支給額
その他		
16	備考欄	収入の状況が出来高や売上による場合、最近3カ月の月総支給額のみご記入ください。

○記入要領及び当該様式については、堺市ホームページに掲載しています。 育児休業中の場合は、「育児休業中」とご記入ください。

保護者記入欄

保護者名	南堺 五郎	連絡先	072-XXXX-XXXX	<input checked="" type="checkbox"/> 父・ <input type="checkbox"/> 母・ <input type="checkbox"/> 祖父・ <input type="checkbox"/> 祖母・ <input type="checkbox"/> その他〔 〕
児童名	南堺 塚子	生年月日	▼▼年 ▼▼月 ▼▼日	利用施設名 XX <input type="checkbox"/> 利用中 <input checked="" type="checkbox"/> 申込中(第一希望)
児童名		生年月日	年 月 日	利用施設名 <input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 申込中(第一希望)
児童名		生年月日	年 月 日	利用施設名 <input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 申込中(第一希望)

※ 保育を必要とする理由が就労となるのは、1カ月に64時間以上労働することが常態(フルタイムのほか、パートタイム、居宅内の労働(自営業など)など、基本的にすべての就労を含む。)である場合となります。

区役所使用欄 子どもコード

備考